

2012年2月6日

「知的財産推進計画2012」の策定に向けた意見

ビジネス ソフトウェア アライアンス

ビジネス ソフトウェア アライアンス（BSA）は、「知的財産推進計画2012」の策定に向け以下の通り意見を提出致します。

1. クラウドサービスに関わる法制度の対応を早急に行うべき

BSAは、「知的財産推進計画2011」の策定に向けた意見（詳細は、添付の「知的財産推進計画2011」の策定に向けた意見（以下「2011意見」）を参照されたい）において、クラウドサービスの普及にあたって生じる新しい知的財産権の侵害に素早く対応することの必要性を指摘した。この点、知的財産推進計画2011は、クラウドサービスの普及の重要性に触れた上で、著作権制度上の課題について整理し、必要な措置を講ずるものとした（同25頁）。その後、文化庁において、「クラウドコンピューティングと著作権に関する調査研究」が行われ、同報告書が文化審議会著作権分科会法制問題小委員会に提出されたが、具体的な提言は示されなかった。

しかし、2011意見で述べたとおり、クラウドサービスの普及により、ソフトウェア等著作物を必ずしもダウンロードせずアクセスをして使用する形態が広まると考えられる。そして、これに伴い、技術的保護手段の回避規制の重要性は増すにもかかわらず、現在の著作権法及び不正競争防止法における規制では不十分であり、更なる検討を行うべきである。著作物を保護するためのアクセスコントロールの技術には多種多様なものがあり、これらの技術を広く取り込めるものを、アクセスコントロール技術の定義規定とし、また、規制する回避行為の対象を拡大すべきである。2011年意見のポイントは下記のとおりである。

記

技術的保護手段の回避は必ずしも機器やプログラムを用いて行われるものではないから、現在の規制では不十分である。例えば、現在でも、正規ユーザーに与えられる固有の文字列コードをネットワークを通じて接続されるサーバー等が認証するシステムによって、認証されない場合には不完全な複製物として、違法な複製を抑止する保護技術がビジネスソフトウェアに用いられており、その不正な回避による損害は甚大な額に及ぶが、これらの不正な回避には機器やプログラムの入手を必要とするわけではないから、機器やプログラムの販売等のみを禁止する現行法の規制は不十分である。前記のクラウド時代の新しい侵害形態を考えれば、なおさら、自ら回避する行為及び回避に関する不正な取引を規制すべ

きである。

2. 不明確又は十分な根拠に基づかない著作権法の権利制限を行わないこと

デジタル著作物について権利侵害が容易に行われる環境下において、著作権者の権利は強力に保護されるべきである。しかしながら、近年、著作権の権利制限につき多くの議論がなされている。BSAは、権利制限の一般規定は、権利保護を減じることが正当化できる例外的な場面に限って、非常に狭い範囲で適用されるべきであると考え。この観点から、BSAは、著作権法の権利制限の一般規定の条文化について引き続き大変強い関心と懸念を有しているし、今後も、権利制限の一般規定の更なる拡大等を安易に行うべきではないと考える。

また、権利者及び著作物の利用者双方にとって、いかなる行為が適法なのか予測可能であるために、一般的権利制限規定の文言も、曖昧さを排除し、明確であることが必要である。

さらに、著作権の保護と利用の利益衡量を十分に行った上で定めた個別的権利制限規定における精緻な外延というものを、いかなる権利制限の一般規定にも優先させるべきである。そうしなければ、多くの個別的権利制限規定に盛り込まれていて権利保護のための安全弁となっている条件が、有効に機能しなくなってしまうからである。この点、リバースエンジニアリングについては、出来る限り不明確性を排除するため、一般的権利制限規定ではなく、利用行為がリバースエンジニアリングの場合は全て、個別的権利制限規定の要件充足性を検討すべきであって、この意味でも、個別的権利制限規定が一般的権利制限規定に優先することが明記されなければならない。

最後に、一般的権利制限規定は、任意規定であって、契約をオーバーライドするものではないことを確認すべきである。

3. ソフトウェアに関するダウンロード違法化

2009年に著作権法30条が改正され、著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う行為は、私的使用目的の複製であっても違法とされた。しかし、同様の状況でのソフトウェアのダウンロードは違法とされておらず、著作物の種類によって不合理な差別が生じている。また、このことはソフトウェアのユーザーに対して誤解を与えるメッセージを与えることになり、ソフトウェア産業に損害を及ぼすものである。従って、同法30条について必要な改正を行い、ソフトウェアのダウンロード違法化について法整備を行うべきである。

4. 法定賠償

早急に法定賠償制度を採用すべきである。デジタル著作物の複製は、安価で、大量に、品質を落とさずに可能であり、オンラインを使つての違法複製物の頒布は、瞬時に、広

範囲に、大量に、経費をかけることなく行うことができる。法定賠償制度の論点は長らく議論されてきたものの、民法の損害賠償制度との調和、他の権利侵害との整合性等の観点から見送られてきた。しかし、デジタル著作物の複製やオンライン上での侵害は、上記特徴を有するものであり、侵害行為の容易さに比し、権利執行を行う手間と費用が膨大であり、バランスを失し、効果的な権利行使の妨げとなっている。

法定賠償額は、第一義的には、正規小売価格を参照して決定すべきである。また、裁判所は、(1) 侵害行為の性質や目的、(2) 侵害の範囲、(3) 著作権者が被った損害、(4) 侵害者が受けた利益、(5) 手続前又は手続における侵害者の態様等の要素を考慮することもできる。

近年、権利制限規定の議論が多くなされているが、侵害行為に対する権利行使を充実させる議論は行われていない。ネットワーク社会において、グローバルに権利行使をしていかなければならない著作権者の権利保護を支えるため、日本も率先して、先進的で効率的な権利行使のための法制度を確立していくべきである。

以 上